

第12期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年3月27日（木曜日）

午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号

千里ライフサイエンスセンター 5階 サイエンスホール

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 補欠監査役選任の件

株式会社ファンペップ

証券コード：4881

証券コード 4881
(発送日) 2025年3月11日
(電子提供措置開始日) 2025年3月5日

株主各位

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
株式会社ファンペップ
代表取締役社長 三好 稔美

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.funpep.co.jp>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ファンペップ」又は「コード」に当社証券コード「4881」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
千里ライフサイエンスセンター 5階 サイエンスホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

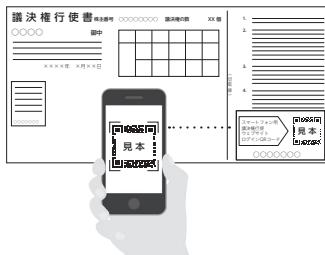
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は、当社グループの機能性ペプチドを配合した製品として、株式会社アルビオンのスキンケアシリーズ「アンフィネス」（化粧品サンプルセット）と株式会社SMV JAPANのアルコール除菌スプレーをお土産としてご用意しております。ただし、数に限りがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりませんので、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトをご参照ください。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

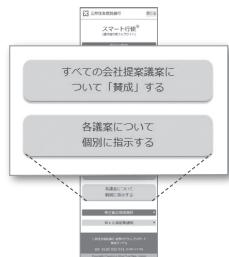
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

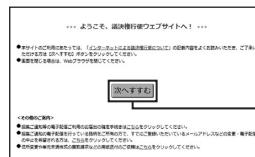
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名（うち、社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>【再任】</p> <p>みよしとしみ 三好 稔美 (1964年3月23日)</p>	<p>1988年4月 三井大牟田病院 勤務 1991年4月 森下製薬(株) (現サノフィ(株)) 入社 1998年10月 日本ウエルカム(株) (現グラクソ・スミスクライン(株)) 入社 2002年12月 サノフィ・サンテラボ(株) (現サノフィ(株)) 入社 2004年7月 MBLベンチャーキャピタル(株) (現ライフサイエンスベンチャーキャピタル(株)) 入社 2006年1月 日興アントファクトリー(株) (現アント・キャピタル・パートナーズ(株)) 入社 2013年1月 そーせいグループ(株) (現ネクセラファーマ(株)) 顧問 2013年10月 当社 監査役 2015年3月 当社 取締役 2016年7月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル(株) (現(株)PF Capital) 入社 ディレクター 2020年1月 当社 代表取締役社長 (現任)</p>	1,025,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 三好稔美氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数の製薬会社を経験し、また、投資ファンドにおいてベンチャー企業を成長に導いた経験から当社の適切な経営ができるものと期待しております。</p>			
2	<p>【再任】</p> <p>とみおかひでき 富岡 英樹 (1971年8月13日)</p>	<p>1997年4月 小野薬品工業(株) 入社 2005年12月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 入社 2015年7月 当社入社 開発研究部長 2015年12月 当社 取締役 研究開発部長 2019年3月 当社 取締役 研究開発部長兼CSO (現任)</p>	105,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 富岡英樹氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数の製薬会社で研究開発をした経験を有し、その経験と幅広い見識により当社の研究開発全般に対する適切な経営ができるものと期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はやし たけ とし 林 毅 俊 (1973年2月17日)	1997年4月 (株)富士総合研究所 (現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)) 入社 2001年6月 メドジーンバイオサイエンス(株) (現アンジェス(株)) 入社 2007年9月 同社 経営企画部長 2010年2月 (株)キャンパス 入社 2014年6月 Delta-Fly Pharma(株) 入社 財務管理担当上級部長 2015年5月 当社入社 経営企画部長兼CFO 2015年12月 当社 取締役 管理部長兼CFO (現任)	-
【取締役候補者とした理由】 林毅俊氏を取締役候補者とした理由は、過去に複数のベンチャー企業において財務に係る業務を幅広く経験し、また、IR業務にも精通しているため、その経験と見識により当社の管理全般を担当できるものと期待しております。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> えい き のり かず 栄 木 憲 和 (1948年4月17日)	1969年4月 シェル石油(株) (現RSエナジー(株)) 入社 1973年6月 松下電工(株) (現パナソニックホールディングス(株)) 入社 1979年8月 日本チバガイギー(株) 入社 1994年1月 バイエル薬品(株) 入社 1997年3月 同社 取締役 (滋賀工場長) 2002年7月 同社 代表取締役社長 2007年1月 同社 代表取締役会長 2010年4月 同社 取締役会長 2014年5月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 社外取締役 (現任) 2015年1月 エイキコンサルティング合同会社 代表社員 (現任) 2015年3月 当社 社外取締役会長 2015年6月 東和薬品(株) 社外取締役 (監査等委員) 2016年4月 ソレイジア・ファーマ(株) 社外取締役 (現任) 2017年1月 当社 社外取締役 (現任) 2018年6月 (株)ジーンテクノサイエンス (現キッズウェル・バイオ(株)) 社外取締役 (現任) 2024年6月 東和薬品(株) 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) エイキコンサルティング合同会社 代表社員 アンジェス(株) 社外取締役 東和薬品(株) 社外取締役 ソレイジア・ファーマ(株) 社外取締役 キッズウェル・バイオ(株) 社外取締役	50,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 栄木憲和氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に大手製薬会社を経営した豊富な経験と幅広い見識を有しており、この経験を生かすとともに、独立した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けた取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

医薬品業界では新薬の研究開発の難易度が上昇しており、製薬会社は、従来の主役であった低分子医薬に加え、抗体医薬品、遺伝子医薬品、細胞医薬品・再生医療等の新しいタイプの創薬シーズ・モダリティ（創薬技術）を創薬系ベンチャー等から導入して研究開発パイプラインの強化を図っております。

当社グループが取り組んでいる抗体誘導ペプチド等の機能性ペプチドも新しいタイプの創薬シーズ・モダリティであり、当社グループは、大学等のシーズをインキュベーションして製薬会社に橋渡しすることで、医薬品業界における大学発創薬系ベンチャーの役割を果たしていきたいと考えております。この役割を担うため、当社グループは、大阪大学をはじめとする大学等の研究機関との間で、共同研究等により連携を図り、大学の技術シーズを生かした基礎研究を実施しております。更に、当社グループは、開発品の開発規模（試験規模及び必要資金規模）を踏まえ、医薬品の研究開発プロセスのうち、基礎研究から、一定段階の臨床試験や薬事承認までを実施して技術シーズのインキュベーションを行う方針です。

一方、医薬品の研究開発は期間が長く必要資金も大きいことから、当社グループは、研究開発段階から製薬会社等との提携体制を構築し、その提携収入等により、研究開発遂行上の財務リスクの低減を図っていく方針です。医薬品の研究開発段階においては、契約一時金、研究開発協力金及び開発マイルストーンを受け取り、当社グループの開発品が将来上市に至った場合には、提携製薬会社からのロイヤリティー収入等によって本格的な利益拡大を実現する計画です。

このような業界環境及びビジネスモデルのもと、当社グループは、大阪大学大学院医学系研究科の研究成果である機能性ペプチド「AJP001」を強みとして展開する抗体誘導ペプチドプロジェクトと機能性ペプチド「SR-0379」を中心に研究開発を進めております。

(A) 抗体誘導ペプチドプロジェクト

当社グループの創薬活動の強みは、機能性ペプチド「AJP001」を利用した抗体誘導ペプチドの創薬プラットフォーム技術「STEP UP (Search Technology of EPitope for Unique Peptide vaccine)」を保有していることです。機能性ペプチド「AJP001」は、通常は免疫反応が起こらない体内の疾患関連タンパク質（自己タンパク質）に対して免疫反応を引き起こして抗体を産生させる機能をもっており、当社グループは、この機能を活用して、慢性疾患に対するペプチド治療ワクチン「抗体誘導ペプチド」の研究開発を進めています。

難治性の慢性疾患に対しては、バイオテクノロジーを活用した抗体医薬品が有効な治療薬として臨床の現場で広く使用されています。体外で人工的に製造する抗体医薬品と異なり、体内で抗体を産生させる抗体誘導ペプチドは、（抗薬物抗体を原因とする）効果の減弱が起こらず、長期にわたって治療効果を維持することが期待されます。さらに免疫細胞が一定期間抗体を産生するため、薬剤の投与間隔（数ヶ月に1回の注射）が長くなり投薬の頻度が少なくなるため、服薬アドヒアランス（服薬遵守）及び利便性の改善により患者様のQOL（Quality of life）の向上が見込まれます。また当社グループは、化学合成で製造可能な抗体誘導ペプチドを、高額な抗体医薬品に対して医療費を抑制する代替医薬品として開発することで、先進国で深刻化する医療財政問題の改善にも貢献できるものと考えております。

a) 抗体誘導ペプチド「FPP003」（標的タンパク質：IL-17A）

FPP003は、標的タンパク質IL-17Aに対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。先行する抗IL-17A抗体医薬品は、尋常性乾癬、強直性脊椎炎、関節症性乾癬及びX線基準を満たさない体軸性脊椎関節炎等の幅広い薬事承認を取得しており、既に世界市場は数千億円規模まで拡大しております。

当社グループは、2019年4月からFPP003の尋常性乾癬を対象疾患とする第I/IIa相臨床試験をオーストラリア^(注)で進めました。本試験において、FPP003投与症例の約8割（高用量コホート、陽性率78%（9例中7例））で抗IL-17A抗体（標的タンパク質IL-17Aエピトープに対する抗体）の抗体価の持続的な上昇が確認されました。

安全性に関しては、ワクチンで頻繁にみられる局所反応以外に特に臨床的に問題

となるものはみられませんでした。本試験結果は、当社グループの抗体誘導ペプチドが慢性疾患の標的タンパク質である「自己タンパク質」(IL-17A)に対して抗体誘導することをヒトで初めて示したものです。また、強直性脊椎炎を対象とする開発については、医師主導治験の第Ⅱa相臨床試験が進行中です。

なお、FPP003に関しては、住友ファーマ株式会社との間でオプション契約を締結しており、同社は、北米での全疾患に対する独占的開発・商業化権の取得に関するオプション権を保有しております。

(注) オーストラリアでの臨床試験データは米欧等での承認申請に使用可能であり、次相以降は米国等での臨床試験を想定しております。

b) 抗体誘導ペプチド「FPP004X」(標的タンパク質：IgE)

FPP004Xは、標的タンパク質IgEに対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。

花粉症は、スギやヒノキ等の植物の花粉に対する過剰なアレルギー反応を起こすアレルギー疾患です。代表的な症状は、くしゃみ、鼻水、鼻づまりや目のかゆみなどです。

日本国内の全国疫学調査による有病率ⁱは、2019年に花粉症全体で42.5%、患者数の多いスギ花粉症で38.8%と高く、またそれぞれ10年前(2008年)と比較して10%以上上昇しています。花粉症を含むアレルギー性鼻炎の医薬品(内服薬)市場は約1,700億円(2019年)ⁱⁱです。

このため、政府は、国民病とも言われ、多くの国民を悩ませ続けている花粉症を社会問題として捉え、花粉症対策に取り組んでいます。

IgE(Immunoglobulin E)は、体内に入った異物を排除する働きを持つ抗体の一種で、花粉等の原因物質(アレルゲン)に結合するとアレルギー反応を引き起こします。FPP004Xは、免疫細胞に抗IgE抗体を一定期間産生させることから、アレルギーに対する持続的な効果が期待されます。この特長を活かし、当社は、国民病と言われ社会問題となっている花粉症を第一の適応症として、花粉飛散前に投与することでシーズンを通して症状を緩和できる、患者様にとって利便性の高い新しい治療選択肢を提供することを目指しています。

FPP004Xは、近く第Ⅰ相臨床試験を開始する予定です。

なお、FPP004Xに関しては、2024年3月に塩野義製薬株式会社との間でオプ

ション契約を締結しており、同社は、全世界での全疾患に対する独占的研究開発及び商業化権の取得に関するオプション権を保有しております。

- i 松原 篤他. 鼻アレルギーの全国疫学調査2019(1998年, 2008年との比較): 速報 - 耳鼻咽喉科医およびその家族を対象として-. 日耳鼻 2020;123:485-490.
- ii 花粉症に関する関係閣僚会議「花粉症対策（厚生労働省）」

c) 抗体誘導ペプチド「FPP005」（標的タンパク質：IL-23）

FPP005は、標的タンパク質IL-23に対する抗体誘導ペプチドの開発化合物です。2021年1月に新規開発化合物として前臨床試験を開始いたしましたが、現在は、開発品プロファイルのさらなる向上を目指した新規製剤技術の研究を進めております。

d) 抗体誘導ペプチドの研究テーマ

抗体誘導ペプチドの探索研究は、大阪大学大学院医学系研究科との共同研究により実施しております。

抗体医薬品の代替医薬品として、片頭痛、アレルギー性疾患を対象とする抗体誘導ペプチドの研究を行っており、新たにアンメットメディカルニーズが高い疾患のアルツハイマー病を対象とする研究も実施中です。更に生活習慣病の高血圧及び抗血栓を対象とする抗体誘導ペプチドの研究、熊本大学との共同研究により脂質異常症を対象とする抗体誘導ペプチドの研究、東京大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の研究開発プログラムの研究テーマとして心不全を対象とする抗体誘導ペプチドの研究に取り組んでおります。住友ファーマ株式会社とは精神神経疾患を対象とする抗体誘導ペプチドの研究契約を締結し、製薬会社とのアライアンスのもとでの探索研究にも取り組んでおります。

新規開発化合物の探索研究と並行して、アジュバント技術を含めて強力な抗体産生を誘導する様々な製剤技術の研究にも取り組んでおります。2024年10月からは塩野義製薬株式会社と新規ワクチンアジュバントに関する共同研究、2024年8月からはPOP Biotechnologies, Inc.の新規リポソーム技術（SNAP技術）に関する後期フェーズ（サル等を用いた動物試験等）の研究を開始しております。

また、2024年8月からは株式会社ゼウレカとAI創薬支援サービスに関する研究委託契約を締結し、AI創薬研究も開始しております。

(B) 機能性ペプチド [SR-0379]

SR-0379は、皮膚潰瘍を対象疾患とする開発化合物です。皮膚のバリア機能が欠損して様々な細菌が創面に付着している皮膚潰瘍の治療には、細菌、感染のコントロールが重要です。SR-0379は、血管新生や肉芽形成促進による創傷治癒促進作用に加え、抗菌活性を併せ持つことが強みです。当社グループは、SR-0379の開発により、高齢化社会を迎え重要性が増している褥瘡や糖尿病性潰瘍等の皮膚潰瘍の早期回復を促進し、患者様のQOL向上に貢献することを目指しております。SR-0379の開発は、複数のアカデミア主導の医師主導治験、更に企業治験を経て、現在、塩野義製薬株式会社と当社グループの共同開発により日本での開発を進めております。

当社グループは、2021年6月から皮膚潰瘍患者を対象とする第Ⅲ相臨床試験（SR0379-JP-SU-01試験、以下、「01試験」という。）を実施いたしました。その結果、本試験の事後部分集団解析（潰瘍サイズ（長径×短径）36cm²未満）において、SR-0379群はプラセボ群と比較して、主要評価項目（「外科的処置に至るまでの日数」）の統計学的有意な改善を確認することができました。安全性に関しては、治験薬と因果関係がある有害事象はなく、SR-0379の高い安全性が確認されました。本試験結果の詳細は、2024年7月5日公表の「機能性ペプチド [SR-0379] の追加第Ⅲ相臨床試験実施のお知らせ」をご参照ください。

当社グループは、上記の01試験で効果がみられた皮膚潰瘍患者（潰瘍サイズ（長径×短径）36cm²未満）を対象に、有効性の再現性を確認するための追加の第Ⅲ相臨床試験（SR0379-JP-SU-02試験、以下、「02試験」という。）の治験計画届を2024年12月にPMDAに提出して02試験を開始しております。

(C) 医薬品以外の事業分野

a) 機能性ペプチドの販売

医薬品以外の事業分野においては、2024年8月に株式会社アルビオンからスキンケア化粧品シリーズ「アンフィネス」（リニューアル製品）、2018年3月に株式会社ファンケルから「マイルドクレンジングシャンプー」、2020年4月に株式

会社SMV JAPANから「携帯アルコール除菌スプレー」等が発売され、当社グループの機能性ペプチドを含有する商品が販売されております。

これらの商品販売に関し、当社グループは化粧品原料商社又は販社に対して機能性ペプチドを販売しております。

b) 機能性ペプチド配合製品の共同開発

当社グループは、事業会社との間で機能性ペプチド配合製品の共同開発に取り組んでおります。株式会社サイエンスと共同開発中の創傷用洗浄器は、医療機器（クラスⅠ）としての届出が完了しており、同機器に用いる機能性ペプチド配合洗浄液等の検討を進めております。また、2022年12月に株式会社ASメディカルサポート及び株式会社N3とは幹細胞化粧品の共同開発契約、2023年2月に株式会社サンルイ・インターナショナルとはフェムテック化粧品の共同開発契約を締結しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、事業収益6,127千円（前連結会計年度は事業収益530千円）、営業損失901,758千円（前連結会計年度は営業損失994,108千円）、経常損失896,128千円（前連結会計年度は経常損失940,420千円）、親会社株主に帰属する当期純損失889,092千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失933,416千円）となりました。

なお、当社グループは医薬品等の研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

・事業収益

化粧品分野向け等の機能性ペプチド販売額6,127千円を計上いたしました。

・事業費用、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失

事業費用は、前連結会計年度に比べ86,752千円減少し、907,885千円となりました。

事業原価は、前連結会計年度に比べ1,457千円増加の1,457千円、研究開発費は、FPP003及びFPP005開発費の減少等により、前連結会計年度に比べ140,564千円減少

の540,252千円、その他の販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ52,354千円増加の366,175千円を計上いたしました。

この結果、営業損失は901,758千円（前連結会計年度は営業損失994,108千円）、経常損失は896,128千円（前連結会計年度は経常損失940,420千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は889,092千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失933,416千円）となりました。

（研究開発パイプライン）

当社グループの研究開発パイプラインのうち、進行中の医薬品プロジェクトは以下のとおりであります。

※ 「2024年12月期決算短信」にて公表いたしました2025年2月12日時点の情報を記載しております。

<開発品>

種類	開発品	対象疾患	事業化 想定地域	臨床試験 実施地域	探索 研究	前臨床 試験	臨床試験			導出先等
							第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	
機能性 ペプチド	SR-0379	皮膚潰瘍	全世界	日本			第Ⅲ相臨床試験（02試験）			塩野義製薬(株) (全世界のライセンス契約)
抗体誘導 ペプチド	FPP003 (標的：IL-17A)	乾癬	全世界	豪州			第Ⅰ / Ⅱa相臨床試験			住友ファーマ(株) (北米のオプション契約)
		強直性脊椎炎 (注)1		日本			医師主導治験 第Ⅱa相			
	FPP004X (標的：IgE)	花粉症 (季節性アレルギー 性鼻炎)	全世界	—		前臨床試験				塩野義製薬(株) (全世界のオプション契約)
	FPP005 (標的：IL-23)	乾癬 (注)2	全世界	—		前臨床試験				未定

(注) 1. 大阪大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の令和3年度「難治性疾患実用化研究事業（2次公募）／希少難治性疾患に対する画期的な医薬品の実用化に関する研究分野」の研究開発テーマです。

- 医師主導治験（第Ⅱa相臨床試験）は、体軸性脊椎関節炎（強直性脊椎炎及びX線基準を満たさない体軸性脊椎関節炎）患者を対象に実施しております。
2. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援」の支援の成果に基づき、開発を進めています。

<研究テーマ>

種類	対象疾患	提携大学	提携企業
抗体誘導ペプチド	精神神経疾患	大阪大学大学院医学系研究科 (抗体誘導ペプチドに関する共同研究)	住友ファーマ(株) (精神神経疾患に関する研究契約) (株)メディパルホールディングス (研究開発支援)
	片頭痛		
	高血圧	熊本大学 (脂質異常症に関する共同研究)	
	アレルギー性疾患		
	抗血栓		
	脂質異常症	東京大学 (心不全に関する研究)	
	アルツハイマー病		
心不全 (注)			

(注) 東京大学大学院医学系研究科が採択された国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の令和5年度「ゲノム研究を創薬等出口に繋げる研究開発プログラム」の研究テーマです。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は864千円であり、その主なものは、研究用機器の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、塩野義製薬株式会社を割当先とした第三者割当による新株式の発行により199,999千円、第11回新株予約権 (行使価額修正条項付) 等の行使により925,322千円を調達し、総額で1,125,321千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (2023年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
事 業 収 益 (千円)	－	1,067	530	6,127
経 常 損 失 (△) (千円)	－	△1,175,229	△940,420	△896,128
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	－	△1,172,515	△933,416	△889,092
1株当たり当期純損失 (△) (円)	－	△61.04	△39.63	△31.98
総 資 産 (千円)	－	2,992,694	2,491,134	3,110,655
純 資 産 (千円)	－	2,694,585	2,301,809	2,547,478
1株当たり純資産 (円)	－	125.79	94.97	78.31

(注) 1. 第10期より連結計算書類を作成しておりますので、第9期の状況は記載していません。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (2023年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2024年12月期)
事 業 収 益 (千円)	126,869	1,067	－	－
経 常 損 失 (△) (千円)	△679,654	△1,158,000	△898,386	△858,213
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△682,265	△1,150,617	△900,826	△860,653
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△39.58	△59.90	△38.25	△30.95
総 資 産 (千円)	3,364,713	2,891,945	2,432,644	3,090,062
純 資 産 (千円)	3,176,039	2,716,483	2,356,297	2,630,405
1株当たり純資産 (円)	178.57	126.81	97.22	80.87

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ファンペップヘルスケア	9百万円	100.0 %	化粧品分野等の機能性ペプチドの研究開発及び販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、抗体誘導ペプチドをはじめとする機能性ペプチドの技術シーズを主に医薬品分野に応用することで社会に貢献することを目指しております。このような背景のもと、当社グループは、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① 研究開発パイプラインの充実

当社グループの将来収益の源泉は、抗体誘導ペプチドを次々と生み出す創薬プラットフォーム技術であります。

当社グループは、当社グループの強みである抗体誘導ペプチドを創出するプラットフォーム技術「STEP UP」に基づき、大阪大学大学院医学系研究科との連携のもと、新規開発品や研究テーマを拡充して研究開発パイプラインの強化を図ってまいります。

② 製薬会社等との提携契約の獲得

医薬品の研究開発は期間が長く必要資金も大きいことから、当社グループは、研究開発の早期段階から製薬会社等との提携関係を構築し、その提携収入等により、研究開発遂行上の財務リスクの低減を図っていく方針であります。

このため、当社グループは、ライセンス契約や共同研究契約等の新規提携契約を獲得できるように努めてまいります。

③ 研究開発資金の調達

研究開発を継続的に実施するため、開発品や研究テーマに充当する研究開発資金が必要となります。

当社グループといたしましては、製薬会社等との提携により研究開発資金の確保を図る一方で、資本市場からの資金調達を行う方針であります。

④ 人材の獲得

当社グループは、開発品や研究テーマが増えて研究開発パイプラインが拡充する中で、製造や研究開発に関する外部委託を積極的に活用しながら研究開発部門の人材の拡充を図ってまいります。

また、管理部門では、効率的な内部統制を構築し、少人数による運営体制を構築しておりますが、必要に応じて適切な人材を採用していく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、大阪大学等の研究成果である機能性ペプチドの研究開発を進め、医薬品として商業化することを主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

本 社	大阪府茨木市
東 京 オ フ ィ ス	東京都中央区
千 里 リ サ ー チ セ ン タ ー	大阪府吹田市（大阪大学内）

② 子会社

株式会社ファンペップヘルスケア	大阪府茨木市
-----------------	--------

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
15 (4) 名	－ (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15 (4) 名	－ (1名増)	46.6 歳	5.0 年

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 56,000,000 株

② 発行済株式の総数 32,408,800 株

(注) 1. 2024年3月21日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は1,587,300株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は6,585,000株増加しております。

③ 株主数 12,360 名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
塩野義製薬株式会社	2,682,500 株	8.28 %
楽天証券株式会社	1,234,400 株	3.81 %
SBI4&5投資事業有限責任組合	1,190,400 株	3.67 %
三好 稔美	1,025,000 株	3.16 %
株式会社ReBeage	835,000 株	2.58 %
New Life Science 1 号投資事業有限責任組合	793,600 株	2.45 %
株式会社SOLA	750,000 株	2.31 %
森下 竜一	720,000 株	2.22 %
有限会社アドバンステクノロジー	700,000 株	2.16 %
株式会社SBI証券	665,000 株	2.05 %

(注) 持株比率は自己株式（12株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	
		ストック・オプション	
発行決議日		2015年3月31日	
新株予約権の数		30個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 250,000円 (1株当たり50円)	
権利行使期間		2017年4月16日から 2025年3月31日まで	
行使の条件		(注) 1、2	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	20個
		目的となる株式数	100,000株
		保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	50,000株
		保有者数	1名
	監査役	—	

		第4回新株予約権	
		ストック・オプション	自社株式オプション
発行決議日		2015年9月17日	2015年9月17日
新株予約権の数		98個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 490,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり200円)	新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり200円)
権利行使期間		2017年10月1日から 2025年6月15日まで	2015年10月1日から 2025年9月30日まで
行使の条件		(注) 1、2	(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 195,000株 保有者数 2名	—
	社外取締役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名	—
	監査役	—	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

		第5回新株予約権	
		ストック・オプション	自社株式オプション
発行決議日		2015年12月18日	
新株予約権の数		47個	34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 235,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 170,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり200円)	新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり200円)
権利行使期間		2018年1月1日から 2025年12月17日まで	2016年1月1日から 2025年12月31日まで
行使の条件		(注) 1、2	(注) 3
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 85,000株 保有者数 3名	—
	社外取締役	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名	—
	監査役	—	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

		第10回新株予約権	
		ストック・オプション	自社株式オプション
発行決議日		2024年4月26日	2024年4月26日
新株予約権の数		2,730個	810個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 273,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 81,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 16,000円 (1株当たり160円)	新株予約権1個当たり 16,000円 (1株当たり160円)
権利行使期間		2026年5月14日から 2033年5月14日まで	2026年5月14日から 2033年5月14日まで
行使の条件		(注) 4	(注) 4
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 940個 目的となる株式数 94,000株 保有者数 3名	—
	社外取締役	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 2名	—
	監査役	—	新株予約権の数 290個 目的となる株式数 29,000株 保有者数 3名

(注) 1. 税制改正に伴い、2024年12月に新株予約権者との間で「権利行使価額の年間上限額に関する覚書」を締結し、行使の条件の年間上限額を変更しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することができる。
- (2) 新株予約権者のうち新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合として、当社が特に承認した場合は、その限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権の相続は認めないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に係る権利行使価額を2で除して計算した金額の年間の合計額が1,200万円を超えない。
- (5) 新株予約権の割当個数の全部または一部を行行使することができる。ただし、1個の新株予約権を更に分割して行使することはできない。
- (6) 新株予約権者が以下のうちいずれか一つの条件を満たした場合、新株予約権を行行使することがで

きない。

- ① 禁固以上の刑に処された場合
 - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③ 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
 - ④ 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ⑤ 法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を書面にて通知をした場合
3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 - (2) 新株予約権者のうち新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合として、当社が特に承認した場合は、その限りではない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を相続しないものとする。
 - (4) 新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権を更に分割して行使することはできない。
 - (5) 新株予約権者が以下のうちいずれか一つの条件を満たした場合、新株予約権を行使することができない。
 - ① 禁固以上の刑に処された場合
 - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③ 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
 - ④ 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ⑤ 法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨を書面にて通知をした場合
4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者のうち新株予約権発行時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約等を締結する社外協力者の地位にあった者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約等を締結する社外協力者の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合として、当社が特に承認した場合は、その限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することになるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権を更に分割して行使することはできない。
5. 第4回新株予約権のうち、取締役（社外取締役を除く）2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
6. 2017年1月13日付で行った1株を5,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当社は、当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対し、第10回新株予約権を以下のとおり交付しました。第10回新株予約権の内容については、「① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

		第10回新株予約権	
		ストック・オプション	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	1,880個
		目的となる株式数	188,000株
		交付対象者数	13名
	子会社の役員及び使用人	—	

③ その他新株予約権等の状況

2024年7月5日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権（行使価額修正条項付）

新株予約権の総数	64,000個
発行価額	新株予約権1個あたり55円 (総額3,520,000円)
当該発行による潜在株式数	普通株式 6,400,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込期日	2024年7月22日
資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,139,120,000円（注）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：1株当たり179円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をSBI証券株式会社に割当てております。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 好 稔 美	
取締役	富 岡 英 樹	研究開発部長兼CSO
取締役	林 毅 俊	管理部長兼CFO
取締役	栄 木 憲 和	エイキコンサルティング合同会社 代表社員 アンジェス株式会社 社外取締役 東和薬品株式会社 社外取締役 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外取締役 キッズウェル・バイオ株式会社 社外取締役
取締役	原 誠	アンジェス株式会社 社外取締役
常勤監査役	堀 口 基 次	
監査役	南 成 人	仰星監査法人 理事 日本公認会計士協会 副会長 株式会社野村総合研究所 社外監査役
監査役	眞 鍋 淳 也	南青山JM's法律会計事務所 代表

- (注) 1. 取締役栄木憲和氏及び原誠氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役堀口基次氏、監査役南成人氏及び眞鍋淳也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役南成人氏及び眞鍋淳也氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役南成人氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・ 監査役眞鍋淳也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役栄木憲和氏、原誠氏、常勤監査役堀口基次氏、監査役南成人氏及び眞鍋淳也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び監査役となります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針の内容に則した検討に基づき決定されており、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主の利益と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能すると同時に会社への帰属意識を担保できる意味で同業他社との比較において競争力のある報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び必要に応じた株式報酬により構成し、また、社外取締役についても、監督機能としての職務を損なわない範囲で責任に見合う基本報酬とそれを補完する株式報酬を支払うことといたします。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社では、その事業の性格上、短期での業績向上を図ることが困難なため、業務執行取締役は業績連動報酬制度は採用しておらず、それに対応するものとして中長期に亘る会社の企業価値向上をベースに置いた非金銭報酬としてのストック・オプション制度を組み合わせております。この非金銭報酬の決定については、取締役会で取締役個人別の役割・責任・実績に応じて割当株式数を決議することとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当社の近々の業績を加味し、中長期の視点から取締役会において検討し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議によるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえ、評価等に応じた配分とします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	40,050 (10,800)	40,050 (10,800)	－ (－)	2,933 (426)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	17,700 (17,700)	17,700 (17,700)	－ (－)	773 (773)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	57,750 (28,500)	57,750 (28,500)	－ (－)	3,706 (1,199)	10 (7)

- (注) 1. 上表には、2024年3月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
4. 取締役の報酬の額は、2015年3月31日開催の第2期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として、2024年3月27日開催の定時株主総会において新株予約権に関する報酬等の額を年額30,000千円（うち、社外取締役については7,000千円）を上限とすることと決議いただいております。なお、当該決議の対象とされていた取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。
5. 監査役の報酬の額は、2015年3月31日開催の第2期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、ストック・オプション報酬額として、2024年3月27日開催の定時株主総会において新株予約権に関する報酬等の額を年額9,000千円（うち、社外監査役については9,000千円）を上限とすることと決議いただいております。なお、当該決議の対象とされていた監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）であります。

ハ. 非金銭報酬の内容

非金銭報酬等の内容は新株予約権（ストック・オプション）であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役栄木憲和氏は、エイキコンサルティング合同会社の代表社員、アンジェス株式会社、東和薬品株式会社、ソレイジア・ファーマ株式会社及びキッズウェル・バイオ株式会社の社外取締役であります。アンジェス株式会社は当社の株主ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。なお、当社とその他の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役原誠氏は、アンジェス株式会社の社外取締役であります。アンジェス株式会社は当社の株主ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役南成人氏は、仰星監査法人の理事、日本公認会計士協会の副会長及び株式会社野村総合研究所の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役眞鍋淳也氏は、南青山M's法律会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栄木 憲和	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、大手の製薬会社を経営した豊富な経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 原 誠	2024年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、大手の製薬会社を経営した豊富な経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 堀口 基次	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、また、監査役会13回すべてに出席し、複数の製薬会社や創薬ベンチャーでの経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 南 成人	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、また、監査役会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 眞鍋 淳也	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、また、監査役会13回すべてに出席し、弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,480 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,480 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,646,571	流 動 負 債	460,087
現金及び預金	2,346,111	未払金	51,079
商品及び製品	4,700	未払費用	42,835
貯蔵品	74,904	未払法人税等	17,076
前渡金	194,802	前受金	347,926
前払費用	12,131	預り金	1,168
その他	13,921	固 定 負 債	103,089
固 定 資 産	464,084	繰延税金負債	103,089
有 形 固 定 資 産	8,444	負 債 合 計	563,177
建物附属設備	3,898	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	4,545	株 主 資 本	2,538,038
無 形 固 定 資 産	419,470	資本金	3,308,957
のれん	105,681	資本剰余金	1,073,490
契約関連無形資産	313,403	利益剰余金	△1,844,406
その他	384	自己株式	△1
投資その他の資産	36,170	新 株 予 約 権	9,439
投資有価証券	29,970	純 資 産 合 計	2,547,478
長期前払費用	162	負 債 純 資 産 合 計	3,110,655
差入保証金	6,037		
資 産 合 計	3,110,655		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
事業収益	6,127
事業費用	
事業原価	1,457
研究開発費	540,252
その他の販売費及び一般管理費	366,175
営業損失(△)	△901,758
営業外収益	
受取利息	170
補助金収入	16,066
その他	127
営業外費用	
株式交付費	5,018
為替差損	5,716
経常損失(△)	△896,128
税金等調整前当期純損失(△)	△896,128
法人税、住民税及び事業税	2,645
法人税等調整額	△9,681
当期純損失(△)	△889,092
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△889,092

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,595,829	流 動 負 債	459,657
現金及び預金	2,300,325	未払金	50,854
貯蔵品	74,904	未払費用	42,835
前渡金	194,802	未払法人税等	16,872
前払費用	12,131	前受金	347,926
その他	13,665	預り金	1,168
固 定 資 産	494,233	負 債 合 計	459,657
有 形 固 定 資 産	8,444	純 資 産 の 部	
建物附属設備	3,898	株 主 資 本	2,620,965
工具、器具及び備品	4,545	資 本 金	3,308,957
無 形 固 定 資 産	176	資 本 剰 余 金	1,073,490
ソフトウェア	176	資 本 準 備 金	1,073,490
投 資 そ の 他 の 資 産	485,611	利 益 剰 余 金	△1,761,479
投資有価証券	29,970	その他利益剰余金	△1,761,479
関係会社株式	449,441	繰越利益剰余金	△1,761,479
長期前払費用	162	自 己 株 式	△1
差入保証金	6,037	新 株 予 約 権	9,439
		純 資 産 合 計	2,630,405
資 産 合 計	3,090,062	負 債 純 資 産 合 計	3,090,062

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事 業 収 益		-
事 業 費 用		
研 究 開 発 費	539,640	
そ の 他 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	325,398	865,039
営 業 損 失 (△)		△865,039
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	166	
補 助 金 収 入	16,066	
そ の 他	1,327	17,560
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	5,018	
為 替 差 損	5,716	10,734
経 常 損 失 (△)		△858,213
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△858,213
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,440
当 期 純 損 失 (△)		△860,653

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社ファンペップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野寺 勝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンペップの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンペップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実行する。
監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社ファンペップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野寺 勝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンペップの2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社ファンペップ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 堀口 基次 ㊟

監査役（社外監査役） 南 成人 ㊟

監査役（社外監査役） 眞鍋 淳也 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
千里ライフサイエンスセンター
5階 サイエンスホール



交通 地下鉄御堂筋線（北大阪急行電鉄）「千里中央」駅下車 北出口すぐ
徒歩約5分
大阪モノレール「千里中央」駅下車

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。